

まなびをサポート

奨学生募集

全本明正奨学金

募集人数（貸与月額）

高校に進学した人 = 4人（1万4千円）

大学・短期大学・その他国公立の学校に進学した人 = 1人（3万円）

応募資格

- 健康で学業・人物ともに優秀な学生で、経済的理由により修学が困難と認められる人
- 津山市民（学資を負担する人が津山市民でも可）で、高校に進学した人
- 津山市民（学資を負担する人が津山市民でも可）で、高校を卒業し、大学・短期大学・その他国公立の学校に進学した人

償還方法

卒業6カ月後から無利子で貸与月額の半額を毎月返還

締め切り

5月29日（金）

小・中学校

就学援助制度

経済的な理由によって就学することが困難

な児童・生徒に対し、就学に必要な経費の援助を行います。

対象経費

学用品費等（定額）、新入学児童生徒学用品費等（定額）、修学旅行費・校外活動費、学校病（中耳炎、虫歯など）を治療したときの医療費、学校給食費（8割程度）

申請方法

在籍学校または学校教育課に相談のうえ、定められた用紙に必要事項を記入し、在籍学校へ提出。認定は市教育委員会が行い、結果は学校長を通じて保護者へお知らせします

認定要件

児童生徒の保護者が次のような場合など

- 現在、生活保護（教育扶助）を受けている人
※修学旅行費、医療費のみ支給
- 生活保護法に規定する「要保護者」に準ずる程度に経済的に困っている人
 - ・市民税の非課税または減免
 - ・国民年金の掛け金の減免
 - ・児童扶養手当（母子家庭または両親のいない児童生徒に支給される手当。児童手当とは異なります）の受給

※そのほかにも認定となる要件がありますので、在籍学校または教育委員会へご相談ください

問い合わせ先 学校教育課 ☎32-2116

定額給付金

が給付されます

問い合わせ先 定額給付金対策室 ☎32-7000

市役所から送付された申請書に必要事項を記入し、同封の返信用封筒（切手不要）に入れて返送してください

給付対象となる人 基準日（平成21年2月1日）において①または②のいずれかに該当する人
①住民基本台帳に記録されている人
②外国人登録原票に登録されている人（不法滞在者と短期滞在者は除く）

給付額 対象となる人1人当たり1万2千円、基準日において65歳以上の人と18歳以下の人については2万円

受給者 対象となる人の属する世帯の世帯主（外国人については給付の対象になる本人）

給付方法 申請書において指定された銀行口座への振り込み

提出書類 申請書と次の書類を申請書裏面に張り付ける

- ・本人を確認できる書類（身分証明書などの写し）
- ・銀行口座を確認できる書類（通帳の写し）

就学前の子どもを持つ多子世帯の経済的負担に配慮

子育て応援特別手当

支給対象となる子 基準日（平成21年2月1日）において、平成14年4月2日～17年4月1日生の第2子以降の子ども

支給額 対象となる子ども1人当たり3万6千円

受給者 対象となる子どもの属する世帯の世帯主

支給方法・提出書類 定額給付金と同じ

問い合わせ先 子育て課 ☎32-179

「振り込め詐欺」「個人情報の詐取」に注意！

- ⚠ 定額給付金の給付のために、手数料などの振り込みを求めることは絶対にありません
- ⚠ 世帯構成や銀行口座の番号など、個人情報を照会することは絶対にありません
- ⚠ ATM（銀行・コンビニなどの現金自動預払機）の操作をお願いすることは絶対にありません
- ⚠ ATMを自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうことは絶対にできません



4月から妊婦健康診査(妊婦健診)が変わりました

- 妊婦健診の受診券の枚数が5回分から14回分に拡大します（助産施設での健診も含む）
- 里帰り出産など県外で受診する人も、事前に市に申請することで公費負担を受けることができます（いったん受診料を支払う必要があります）
- 平成20年度中に交付を受けた「妊婦一般健康診査（受診券）」は4月1日以降使用できません。新たに郵送している「妊婦健診受診券」（送付枚数は妊娠週数による）をご使用ください

※市外から転入された人などについては、郵送できていない可能性がありますので、お問い合わせください

この事業は安心して妊娠・出産ができることを目的として創設された岡山県妊婦健康診査臨時特例交付金を活用して行う事業で、平成22年度末までの特例措置として実施する予定です。

問い合わせ先 健康増進課 ☎32-2069



国民年金 「学生納付特例制度」

って？

学生納付特例制度は、所得が少なく保険料を支払うことが困難な学生が、将来年金を受け取ることができなくなることや、事故や病気で障害が残ってしまった場合に障害基礎年金を受け取ることができなくなることを防止するため、本人の申請により保険料の納付が猶予される制度です。

対象 大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校（学校教育法で規定されている修業年限が1年以上の過程）に在学する20歳以上の学生で、本人の前年所得が118万円以下の人

申請に必要なもの ①学生証（写し）または在学証明書②年金手帳③印鑑（本人が署名する場合は不要）④退職して学生になった人は、離職票または雇用保険受給資格者証

承認期間 4月から翌年の3月まで

※在学中は毎年度申請が必要になります

※学生納付特例を承認された期間の保険料は10年以内であれば、さかのぼって納めることができます（承認を受けた年度から3年目以降に追納する場合は、当時の保険料に加算金が付加されます）。追納を希望される場合は社会保険事務所（☎31-23303）へお問い合わせください

※申請は随時受け付けています

問い合わせ先 保険年金課（1階6番窓口）☎32-2072、または各支所市民生活課